

後期高齢者医療制度（75歳以上等）について

1. 現在ご使用中の被保険者証（若草色）は、令和4年9月30日まで使えます。

- ・今使っている被保険者証は、10月1日以降はご使用できません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年9月30日
交付年月日	令和4年8月1日
被保険者番号	12345678
住所	石垣市字真栄里672番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和2年3月4日
高齢者開始日	平成20年4月1日
交付期日	令和4年8月1日
一部負担金の割合	1割または3割
被保険者番号並びに保険番号の末尾及び印	39470000 印

9月中に
2回目の交付

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和5年7月31日
交付年月日	令和4年10月1日
被保険者番号	12345678
住所	石垣市字真栄里672番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和2年3月4日
高齢者開始日	平成20年4月1日
交付期日	令和4年10月1日
一部負担金の割合	1割、2割または3割
被保険者番号並びに保険番号の末尾及び印	39470000 印

2. 新しい被保険者証（桃色）は、9月中にご自宅へ郵送（簡易書留）いたします。

- ・10月1日以降は、新しい被保険者証のご使用をお願いします。
- ・新しい被保険者証は、令和5年7月31日まで使えます。

- 令和4年度10月1日からの新しい被保険者証は、9月中に交付します。

3. 令和4年10月1日より、医療費の窓口負担割合に2割が加わります。

- ・2割の対象者は、課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方となります。
- ・3割（現役並み所得者）の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するお問い合わせ
厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719

被保険者証等に関するお問い合わせ
市役所健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索

